

「介護職員等処遇改善加算」について

令和6年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が新設されました。令和7年度の各事業所の処遇改善加算取得状況及び各事業所の「介護職員等処遇改善加算」要件への当法人取り組みについて下記の通り公表いたします。

「介護職員等処遇改善加算対象施設」について

加算対象施設	介護職員等処遇改善加算	サービス区分
ニックス南訪問介護事業所	加算Ⅰ	訪問介護 訪問型サービス(独自)
ニックス東訪問介護事業所		
ニックス中訪問介護事業所		
ニックス安芸訪問介護事業所		
ニックス訪問介護事業所		
ニックス佐伯訪問介護事業所		
ニックス西訪問介護事業所		
ニックス安佐南訪問介護事業所		
ニックスヘルパー救急隊	加算Ⅰ	夜間対応型訪問介護
ニックス佐伯ヘルパー救急隊		
ニックスデイサービスセンター東	加算Ⅱ	通所介護 通所型サービス(独自)
ニックスデイサービスセンター南	加算Ⅰ	
ニックスデイサービスセンター五日市	加算Ⅰ	
ニックスデイサービスセンター西	加算Ⅰ	
ニックスデイサービスセンター安芸府中	加算Ⅱ	
ニックスデイサービスセンター府中浜田	加算Ⅱ	
ニックスデイサービス ベース長束	加算Ⅰ	
ニックスヘルパー・ナース 24 (サテライト西)	加算Ⅰ	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
ニックス佐伯ヘルパー・ナース 24		
ニックス安芸ヘルパー・ナース 24		
ニックス安芸府中ヘルパー・ナース 24		
グループホームかぐや姫	加算Ⅱ	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護
グループホーム花咲楼	加算Ⅱ	
グループホーム金太郎	加算Ⅱ	
グループホーム桃太郎	加算Ⅱ	
グループホーム住マイル三筋	加算Ⅰ	
レスパイトケア住マイル五日市	加算Ⅱ	(介護予防)短期入所生活 介護
レスパイトケア住マイル安芸		
ニックスマルチケア東	加算Ⅱ	(介護予防)小規模多機能 型居宅介護
ニックスマルチケア安芸府中	加算Ⅰ	

「職場環境要件等について」

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容については次のとおりです。

職場環境	法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度の充実 ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規社員の導入、職員の希望に即した非正規社員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	○業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	○現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。 ○介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ○介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器（ビジネスチャットツール含む）の導入

職場環境	法人としての取組み
	○業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ○利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供